

☆景観育成住民協定地

(単位: %、m)

協定地名	建ぺい率	容積率	高さ	道路後退	隣地後退	営業可否	備考
エコーランド 景観形成住民協定	60	200	18	3 (5)	3	可	自動販売機は設置しない。樹木は保存する等
みそら野小鳥の森 景観形成住民協定 (旧トーカー地区)	30	60	13	5 (10)	3	可	樹木の保存、巣箱の設置、 飲酒目的の店舗・風俗店不可 コンビニエンスストア等深夜営業不可等

●この他にも、和田野地区・八方地区・新田地区・瑞穂地区に住民協定が締結されています。
詳しくは「白馬村の景観形成」をご覧ください。

☆建築協定地

(単位: %、m)

協定地名	建ぺい率	容積率	高さ	道路後退	隣地後退	営業可否	備考
白馬ニュータウン 建築協定	50	100	13 (軒高11)	2	2	※1	区画の分割は禁止 屋根は勾配屋根で、色は村道2260号線沿いは“茶色系”、その他の道路沿いは“茶色又はグレー系”。「シルバー」の使用は禁止。 営業施設については第2種低層住居専用地域に建築出来る施設であれば可能。植樹に努める等

※1 営業施設については、第2種低層住居専用地域に建築できる施設であれば可能

☆建築協定地〔一人協定〕

協定地名	建ぺい率	容積率	高さ	階数	道路後退	隣地後退	営業可否	備考
メルヴェール白馬 分譲地	60	200	15 (軒高12)	2	5 (壁面から)	3 (軒先から)	可	高さは、白馬村景観形成指導基準と同様の計算方法を用い、仰角は45°とする。事務所・工場・宿泊施設等の業務用建築物は建築できない。ただし、店舗併用住宅を建築する場合は、建築基準法に定める第1種低層住居専用地域の許可条件に準ずるものとし、他に分譲地管理会社が定める条件がある場合は従うこと。 隣地後退部分の樹木は保存すること。敷地の現況地盤高を維持すること。

☆将来の第1種低層住居専用地域としての規制をかける区域

(単位: %、m)

協定地名	建ぺい率	容積率	高さ	階数	道路後退	隣地後退	営業可否
名鉄白馬	30	50	12	/	5	3	※2
県観光開発 公社	30	50	12	/	5	3	※2

※1 隣地後退は、景観形成重点地区の指導基準で定められています。

※2 営業施設については、第1種低層住居専用地域に建築

☆将来の住居地域として規制をかける区域

(上記の表以外の地域でその他の法令により規制を受けない区域)

建ぺい率	60%以下
容積率	200%以下
高さ	18m以下

※この他、長野県景観条例および長野県屋外広告物条例による基準がありますので、ご協力下さい。

※雪国であるため、建築物の回りにはできるだけゆとりあるスペースを設けましょう。